上山市議会会議録

第485回定例会 本会議最終日 (平成30年6月28日)

平成30年6月28日(木曜日) 午前10時 開議

······

議事日程第3号

平成30年6月28日(木曜日)午前10時 開議

(総務文教常任委員長報告)

日程第 1 議第37号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(産業厚生常任委員長報告)

日程第 2 議第38号 上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第39号 上山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める件

日程第 5 平成29年

請願第1号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める件

(予算特別委員長報告)

日程第 6 議第36号 平成30年度上山市一般会計補正予算(第2号)

(閉会中継続審査申出事件)

日程第 7 請願第2号の継続審査の申し出について

日程第 8 平成29年請願第3号の継続審査の申し出について

日程第 9 請願第1号の継続審査の申し出について

(追加議案)

日程第10 議第40号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議会案第1号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

(閉会中継続調査申出事件)

日程第12 常任委員会(総務文教、産業厚生)及び議会運営委員会の所管事務の調査について (閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~													
			出	欠	席	議	員	氏	名				
出席議員	(15人)												
1番	守	岡		等	議員		2番	:	井	上		学	議員
3番	中	JII	2 خ	み 子	議員		4番	:	髙	橋	恒	男	議員
5番	谷	江	正	照	議員		6番	:	佐	藤	光	義	議員
7番	枝	松	直	樹	議員		8番	:	浦	Щ	文	<u> </u>	議員
9番	坂	本	幸	_	議員		10番	:	大	沢	芳	朋	議員
11番	JII	崎	朋	巳	議員		12番	;	棚	井	裕		議員
13番	尾	形	み	ち子	議員		14番	;	長	澤	長右	衛門	議員
15番	髙	橋	義	明	議員								

欠席議員(0人)

## 説明のため出席した者

横	戸	長兵	、衛	市 長	塚	田	哲	也	副	市	長
金	沢	直	之	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	富	士	英	樹	市政	(戦略記	果長
平	吹	義	浩	財 政 課 長	舟	越	信	弘	税	務課	長
土	屋	光	博	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康	推進記	果長
鏡		裕	_	福祉事務所長	鈴	木	英	夫	商	工課	長
尾	形	俊	幸	観光課長	前	田	豊	孝	農 (併) 事	林 農業委 務 局	長 員会 長
小	Ш	正	敏	農業夢づくり課主幹	近	埜	伸	$\vec{\underline{}}$	建	設 課	長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会 意 ( 兼 )	十 管 理 ) 会 計 詞	! 君 課 長

佐	藤	浩	章	消 防 長	古	Щ	茂	満	教 育 委 員 会 教 育 長
井	上	咲	子	教 育 委 員 会 管 理 課 長	遠	藤		靖	教 育 委 員 会 学校教育課長
齌	藤	智	子	教 育 委 員 会 生涯学習課長	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 スポーツ振興課長
板	垣	郁	子	選挙管理委員会 委員長	花	谷	和	男	農 業 委 員 会 会
大	和		啓	監査委員	渡	辺	る	み	監 査 委 員事 務 局 長

#### 事務局職員出席者

佐 藤 毅 事務局長 鈴 木 淳 副 主 幹 渡 邉 高 範 主 杳 後 藤 彩 夏 主 任

#### 開 議

**○髙橋義明議長** 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしておりま す議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

**○大沢芳朋議会運営委員長** おはようございます。

去る6月26日、議会運営委員会を開き、本 日の議事日程第3号について協議いたしました。 その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告でありますが、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ

議決することにいたしました。

次に、請願3件について、所管の常任委員長 から閉会中の継続審査の申し出があるため、こ れを議決することにいたしました。

次に、追加議案でありますが、条例案1件及び議会案1件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

最後に、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のある来年5月14日までの閉会中の 事務調査について議決することにいたし、今期 定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりで あります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、 以上で報告を終わります。

**〇髙橋義明議長** お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員

長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇髙橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進める ことに決しました。

## 日程第1 議第37号 上山市市税 条例の一部を改正する条 例の制定について

(総務文教常任委員長報告)

**○髙橋義明議長** 日程第1、議第37号を議題 といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

[川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇]

〇川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会に おいて、総務文教常任委員会に付託されました 議案1件について、審査いたしました経過並び に結果について御報告を申し上げます。

議第37号上山市市税条例の一部を改正する 条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、生産性向上特別措置法に基づき、 商工会等の認定経営革新等支援機関と連携して 先端設備等導入計画を策定し、市から認定を受 けた中小企業者等が設備投資を行う場合に、一 定の投資設備に係る固定資産税の課税標準額に 乗じる特例割合をゼロとするものであります。

対象設備については、生産性が旧モデル比で 年平均1%以上向上する設備であって、機械・ 装置の場合は最低取得価格が160万円以上で

販売開始時期が10年以内、測定工具及び検査工具の場合は最低取得価格が30万円以上で販売開始時期が5年以内、器具・備品の場合は最低取得価格が30万円以上で販売開始時期が6年以内、建物附属設備の場合は最低取得価格が60万円以上で販売開始時期が14年以内であるもの、または生産、販売活動等の用に直接供される設備で中古資産ではない設備とするものであります。

特例措置の適用期間については、生産性向上特別措置法の施行日である平成30年6月6日から平成33年3月31日までに取得したものについて、課税対象年度から3年間とするもので、公布の日から施行し平成30年6月6日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○髙橋義明議長** これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案1件は原案可 決でありますが、総務文教常任委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

#### 日程第2 議第38号 上山市家庭

的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する 条例の制定について外3 件

(産業厚生常任委員長報告)

○髙橋義明議長 日程第2、議第38号から日 程第5、平成29年請願第1号までの計4件を 一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。 産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

[枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇]

○枝松直樹産業厚生常任委員長 今期定例会に おいて、産業厚生常任委員会に付託されました 議案2件及び請願1件、継続審査としておりま す請願1件について、審査いたしました経過並 びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第38号上山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行 うため提案されたものであります。

その内容は、家庭的保育事業等を行う者の約8割が居宅で事業を行っている個人事業主であり、保育士の急病時の事業運営、乳幼児への食事の提供に必要な調理設備の確保、協力可能な関連法人がないことから、保育所等との連携について、連携施設以外の保育事業者から代替保育を確保することができることとし、食事の提供について、家庭的保育事業者が自宅において家庭的保育事業を行う場合に限り、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち一定の条件を満

たす事業者を搬入業者と認めるもので、食事の 提供の経過措置について、自園調理、調理設備、 調理員に係る部分に限り5年としているものを 施行日から起算して10年を経過する日までに 延長することができると定めるとともに、家庭 的保育事業所等内で調理を行うために必要な体 制の確保に努めるよう規定するほか、文言の整 理を行うものであり、公布の日から施行すると の説明であります。

委員会では、市内の家庭的保育事業等を行う 事業者の有無についてただしたところ、市内に 該当する事業者はなく、現在新たな施設の開設 予定もないとの答弁を了承し、本件は原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号上山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改 正を行うため提案されたものであります。

その内容は、放課後児童支援員となる者の基礎資格等について、教員免許の取り扱いを明確にするため、教育職員免許法第4条に規定する免許の更新を受けた有効な免許状を有する者を対象とするよう改めるとともに、実務経験者の対象を拡大し、放課後児童健全育成事業に5年以上従事し、市長が適当と認めた者を追加するもので、公布の日から施行するとの説明であります。

委員会では、基準適用対象についてただしたところ、新たに支援員となろうとする者に対し適用するもので、既に従事している者には適用しないとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号種子法廃止に伴う万全の対 策を求める件について御報告申し上げます。

本請願は、国や都道府県の種子に対する公的 役割を明確にし、稲・麦・大豆の原種・原原種 の生産、優良品種指定のための検査などを義務 づけ、地域に合った優良銘柄の開発や安価での 販売など、農家の生産・販売活動に重要な役割 を担ってきた主要農作物種子法が廃止されたこ とにより、試験場等の取り組みが後退すること や、種子が民間企業に委ねられ新品種に特許が かけられた場合、種子を使用する際の特許料負 担が懸念され、農家の生産意欲の低下や食糧自 給率のさらなる低下、また、地域経済にもはか り知れない悪影響を与えることとなることから、 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を 提出願いたいとして、山形市大字門伝字裏城1 番地、山形地方農民連会長外1名から提出され たものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところ、種子は地域の共有財産であり、農家にとって種子の安定確保は生産意欲と品質の向上のために重要であることから、請願第3号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

最後に、平成29年請願第1号「農業者戸別 所得補償制度」の復活を求める件について申し 上げます。

本件は、米価が生産費用を大きく下回る中、 農業者戸別所得補償制度によって多くの稲作農 家を支えてきたが、平成26年度に経営所得安 定対策へと切りかわり、さらに平成30年産米 からは経営所得安定対策も廃止され、政府はこ の状況を農地の集約、大規模・効率化で乗り切 ることができるとしているが、現在の低い米価 では、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が 拡大し、経営危機に陥りかねないことから、経 営を下支えすべく農業者戸別所得補償制度を復活させることを求める意見書を政府並びに関係機関に提出願いたいとして、山形地方農民連会長から提出されたものであります。

委員会では、継続審査を行い、慎重に審査を 行ってきたところでありますが、農業者戸別所 得補償制度から経営所得安定対策に切りかわっ たことで交付額が大きく引き下げられ、その経 営所得安定対策すらも廃止となることで、農業 者戸別所得補償制度が復活しなければ農家経営 は非常に厳しい状況に陥ることとなるとの意見 のほか、農業者戸別所得補償制度の復活ではな く経営所得安定対策の復活を求めるべきとの意 見や新たな政策による農業経営支援を求めるべ きとの意見が出され、起立採決の結果、賛成少 数により本請願は不採択すべきものと決しまし た

以上で報告を終わります。

**○髙橋義明議長** これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第38号議案、議第39号議案及 び請願第3号の計3件について採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案2件及び請願 1件は原案可決でありますが、産業厚生常任委 員長報告のとおり決することに御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇髙橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

次に、平成29年請願第1号について採決い たします。

産業厚生常任委員長報告は不採択でありますが、産業厚生常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇髙橋義明議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

## 日程第6 議第36号 平成30年 度上山市一般会計補正予 算(第2号)

(予算特別委員長報告)

**○髙橋義明議長** 日程第6、議第36号を議題 といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

[中川とみ子予算特別委員長 登壇]

〇中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案1件について、審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により承知いただきたいと存じます。

議第36号平成30年度上山市一般会計補正 予算(第2号)につきましては、宝くじを財源 とするコミュニティ助成事業に要する経費のほ か、山形県産地パワーアップ事業費補助金を活用した農業用施設等の整備に対する補助金等、早急に予算措置を必要とするものなどについて補正したもので、歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億3,400万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○髙橋義明議長** これより質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案1件は原案可決で ありますが、予算特別委員長報告のとおり決す ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

## 日程第7 請願第2号の継続審査の 申し出について外2件

(閉会中継続審査申出事件)

○高橋義明議長 日程第7、請願第2号の継続 審査の申し出についてから日程第9、請願第1 号の継続審査の申し出についてまでの計3件を 一括議題といたします。

ただいま議題といたしました3件は、所管常

任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、 お手元に配付いたしました申出書のとおり継続 審査の申し出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申し出のとおり、閉会中 の継続審査に付することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査に付することに決しました。

# 日程第10 議第40号 上山市医 療給付条例の一部を改 正する条例の制定につ いて

(追加議案)

○髙橋義明議長 日程第10、議第40号上山 市医療給付条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

**〇横戸長兵衛市長** ただいま議題となりました 議案について御説明申し上げます。

議第40号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、山形県 医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、 必要な改正を行うため提案するものであります。

詳細につきましては健康推進課長より説明申 し上げますので、よろしく御審議の上、御可決 くださいますようお願いいたします。

〇髙橋義明議長 健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第40号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

初めに、条例改正の概要について御説明いた しますので、議第40号議案資料をごらんくだ さい。

改正理由でございますが、このたび重度心身 障がい(児)者医療給付制度における一部負担 金の上限額等に関し、山形県医療給付事業補助 金交付規程の一部が改正されたことから、本条 例について必要な改正を行うものでございます。 改正内容につきましては、改正点が3点ござ います。

1点目でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令では、資料の表中、高齢者の医療の確保に関する法律施行令欄にあるとおり、医療費のうち所得税課税者が負担する一部負担金について、外来療養・調剤・訪問看護療養に係る一部負担金の1カ月の上限額を平成30年8月より1万4,000円から1万8,00円に引き上げる改正が予定されておりますが、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、資料の表中、山形県医療給付事業補助金交付規程では、方もで表に進じ、上限額の引き上げを行わないものとするものであります。

なお、年間の上限額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令におきましても引き上げはされない予定となっております。

2点目でございますが、重度心身障がい (児)者で本人または扶養者に所得税が課税されている後期高齢者医療制度の自己負担が1割の被保険者につきましては、これまで医療費給付制度の対象外でありましたが、医療費の1カ 月上限額の引き上げをしないために新たに重度 心身障がい(児)者医療給付制度の対象とする ものです。

3点目でございますが、ひとり親家庭等医療について、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正後の表記に合わせ、字句の整理を行うものです。

それでは、改正条文の説明を申し上げますの で、追加議案書の1ページをお開きください。

上山市医療給付条例の一部を改正する条例でございますが、上山市医療給付条例第2条により対象者を規定しているのが別表1でございます。第1項においては、重度心身障がい(児)者医療給付の対象となる者を規定しており、その中で「想定所得税非課税者を除く前年の所得について所得税が課せられた者及び前年の所得について所得税が課せられた者に扶養される者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定に該当するもの」が対象から除かれることが規定されておりますが、改正後は、重度心身障がい(児)者医療給付の対象とするために、当該部分を削除するとともに文言整理を行うものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第3項においては、ひとり親家庭等医療給付の対象となる者を規定しており、その中で想定所得税非課税者の表記について、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正に合わせ文言整理を行うものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。 上山市医療給付条例第6条により支給額を規 定しているのが別表2でございますが、医療費 のうち所得税課税者が負担する一部負担金につ いて規定しております第1項第5号において、 外来療養費等に関する一部負担金の上限額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定する額とするところですが、当分の間の一部負担金の上限額として、山形県医療給付事業補助金交付規程に準じた内容に改正し、具体的には、外来療養については1カ月上限額1万4,000円、年間上限額14万4,000円、入院療養については1カ月上限額5万7,600円、多数回上限額4万4,400円とするとともに、文言の整理を行うものでございます。

次に、6ページをお開きください。

同様に、第1項第6号において、訪問看護の 費用の基本利用料の一部負担金の上限額につい ても、山形県医療給付事業補助金交付規程に準 じた内容に改正し、具体的には、外来療養につ いては1カ月上限額1万4,000円、年間上 限額14万4,000円とするとともに、文言 の整理を行うものでございます。

最後に、附則について申し上げますが、本条 例は平成30年8月1日から施行するものでご ざいます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議 くださいますようお願い申し上げます。

- **〇髙橋義明議長** 4番髙橋恒男議員。
- ○4番 髙橋恒男議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第40号議 案につきましては、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会の付託を省略されることを 望みます。

#### 〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○髙橋義明議長** ただいま4番髙橋恒男議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は

成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇髙橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第40号議案については委員会の 付託を省略されたいとの動議は可決されました。 これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○髙橋義明議長** 質疑はないものと認めます。 次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第40号上山市医療給付条例の一部を改正 する条例の制定については、原案のとおり可決 することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇髙橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決しました。

# 日程第11 議会案第1号 種子法 廃止に伴う万全の対策 を求める意見書の提出 について

(追加議案)

○髙橋義明議長 日程第11、議会案第1号種 子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提 出についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

○枝松直樹産業厚生常任委員長 議会案第1号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の 提出について、提案理由の説明を申し上げます。

種子の安定確保は、農家の生産意欲の向上や 農産物の品質向上につながり、地域経済の基幹 産業である農業にとって重要な役割を果たして きました。

しかしながら、国や都道府県の種子に対する 公的役割を明確にし、稲・麦・大豆の原種・原 原種の生産、優良品種指定のための検査等を義 務づけ、地域に合った優良銘柄の開発や安価で の販売に貢献してきた主要農作物種子法が平成 30年4月1日をもって廃止されました。

このままでは、試験場等の取り組みが後退するほか、種子が民間企業に委ねられ新品種に特許がかけられた場合、種子を使用する際に特許料の負担が強いられ、農家の生産意欲が低下し、離農や耕作放棄地の増加、さらには国土保全、水源涵養、景観形成など、多方面に甚大な影響を及ぼすことが予想されます。

このようなことから、種子法廃止に伴い、試験場等の取り組みに対し適切な予算措置を行うとともに、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねることのないよう対策を講じるよう、意見書を提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく 御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由 といたします。

○髙橋義明議長 11番川崎朋巳議員。

**○11番 川崎朋巳議員** この際、動議を提出 いたします。 ただいま議題となっております議会案第1号 議案につきましては、会議規則第37条第3項 の規定により、委員会の付託を省略されること を望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 ただいま11番川崎朋巳議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。 お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号議案については委員会 の付託を省略されたいとの動議は可決されまし た。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 質疑はないものと認めます。
次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第1号種子法廃止に伴う万全の対策を 求める意見書の提出については、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号議案は原案のとおり可決することに決しました。

# 日程第12 常任委員会(総務文教、 産業厚生)及び議会運 営委員会の所管事務の 調査について

(閉会中継続調査申出事件)

○髙橋義明議長 日程第12、常任委員会及び 議会運営委員会の所管事務の調査についてを議 題といたします。

ただいま議題といたしました件は、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中における事務の調査について申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の事務 の調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇髙橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会 中における事務の調査とすることに決しました。 最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

閉 会

**○髙橋義明議長** 以上で今期定例会の日程の全 部を終了いたしました。

これをもって第485回定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉 会

議 長 髙 橋 義 明

会議録署名議員 長澤 長右衛門

同 上 井 上 学

同 上 谷江正照